

# John R. Commons「資本主義 の法律的基礎」について

青 木 英 夫

## 序

Commons は、本書におき、資本主義経済制度を法現象を通して把握しようとし、極めて、興味かつ示唆多き問題の取上げをしている。しかし、何分四百ページに及ぼんとする本書の全内容の紹介を、この枚数の限られた本稿においてなすは不可能である。そこで、第6章、第7章を取上げ、英国における資本主義制度確立に関する Commons の所説の概要を紹介しようと思う。なお、初めに、Karl Diehl の Commons 論を紹介するのは、本稿が、前述の理由より、極めて、制限された角度よりの紹介であるが故に、或は本書の内容につき、誤解があつてはいけなないと考えたためである。

従つて、本稿の構成は、第1章が、K. Diehl の Commons 論であり、第2、3、4の諸章が Commons の所説の一部についての紹介であり、第5章が Commons に対する私の所見となる。

Karl Diehl は、「資本主義の法律的基礎」(Die rechtlichen Grundlagen des Kapitalismus)<sup>1)</sup>のなかで、所謂「社会法学派」(sozialrechtlichen Schule)に言及し、「社会法学派」の理論の核心(Kern)は次の如きものであると云う。即ち、「経済制度は、同時に、一定の経済的法秩序であり、かつ経済的概念は、すべて、一定の法規範に帰して、把握されねばならぬ<sup>2)</sup>」と。そして、「社会法学派」に極めて密接な関係を有する者と

して、J. R. Commons を挙げ、Commons の本書の紹介をする。

Diehl により、紹介される Commons の所説は、次の如くである。<sup>3) 4)</sup>

Commons は、資本主義経済体制の完成には、一定の法律的構造が、不可避であつたことを示し、その際、「going concern」という概念を述べ、裁判所が、この概念を作り出すのを余儀なくされたのを示す。而して、この「going concern」は、商慣習、即ち、取引における反復的行為から生じたものであり、かつ、この近代的概念——「going concern」——及び、行為——「going concern」なる概念が抽出された源である行為の上に、資本主義の全制度は依存しているのである、とする。更に、「going concern」なる概念の本質は、取引の反復の予期に依存する。即ち、「going concern」は、「goodwill」の予期に他ならぬとするとともに、この「goodwill」は、法律により組織化され、かつ保護されている、とする。従つて、このためには、従来のコモン・ロー的法律概念が変化せねばならなかつた。即ち、財産及び自由という制度の一定の法律的形成により、資本主義の基礎が作られたのである、とする。有形的財産概念に、無体的財産概念が、とつて替つたのであり、この無体財産というのは、将来の取引である、とする。そして、無体財産が、将来の取引であるならば、当然そこに、取引市場への出入が伴う。従つて、ここに自由も、従来の奴隸的狀態よりの解放という意味のみならず、市場出入の自由という意味になる。この自由及び財産の変遷を判例を通して証明し、そこに封建主義経済より、資本主義経済への推移をあとづけるのである。

以上が、Diehl により紹介される Commons の所説の概要である。

註 1) Diehl のこの論文については、我妻榮「カール・テール」「資本主義の法律的基礎」(「近代法における債権の優越的地位」) 参照

2) Karl Diehl, Die rechtlichen Grundlagen des Kapitalismus, S. 18

3) K. Diehl, SS. 21~23

4) 我妻榮、前掲書 (PP. 438~439) は、この処について、次の如く述べている。

：テイルの説に一致する点として指摘されるコモンズの根本理論は、こうである。コモンズも、その経済学的立場として behaviorism を採り、経済関係は、人類が、その缺乏欲求を充たすために社会的法律的規範の規律を受けて行動する関係において成立するものであるから、総ての経済理論は、人類の社会的関係を考慮に入れてはじめて成立し得る、となす。而して資本主義的経済関係を規律する法律関係が前時代の法律関係と明らかに異なるものであることを詳細に検討し、この法律概念、法律制度及び法律関係の特殊な形態に資本主義の本質を認めんとする。その際、コモンズの最も力を致して説くことは、資本主義において最も注目すべきものは、社会の経済関係が「企業」“going concern”；Betrieb、即ち客観的に独立する「華客関係」“good will”；Kundschaftsverhältnisse を中心として発展していることであるが、この新たな経済関係の成立のためには、アメリカの最高法院がコモン・ローにおける「自由」と「財産」との概念を変更せねばならなかつたということである。コモン・ローにおいては、「自由」は、肉体的の不拘束であり、「財産」は触知し得る物体に対する支配力であつた。しかし資本主義経済関係の下においては、自由は「市場における取引の自由」であり、財産は「将来取引し得る予想による利得に対する支配力」である。この自由と財産との法律概念の変更の上に、封建的経済組織から資本主義経済組織への変遷が成立する。

## 二

ここで取扱うは、「第6章 封建主義と使用価値」(Commons, *ibid.*, pp. 214~224) である。

Orth は、多数の財産概念の法的定義を示すが、財産及び自由の意味のかかる多様性は、何世紀もの法史の結果であり、個々の定義は、それぞれ、時代とそれに応ずる法律制度を反映したものである。

封建主義体制においては、財産は、主権から区別されなかつた。従つて、近代的な財産概念に移行する以前の財産概念、即ち、「自身の使用と享受のための排他的な物の所持」という意味は、物の物質的所持以上のものであり、それは、従属的人々の行動の統制であつた。換言すれば、財産所持

即領主権であつた。されば、Blackstone は、「全世界の他の個人の権利を完全に排斥し、客観的物に対する唯一かつ専制的支配」が財産であるといへた。

この「唯一かつ専制的支配」は、物の上への支配のみならず、更に人間行動の全部或は一部への支配であつた。土地、農奴等は、からみあつており、それらに対する支配は、遞増的規模におき、最下級の自由人から王にまで配分されており、各自由人は、他人の人的奉仕の自己に属する分前の所有者であるとともに領主であつた。

くりかえせば、英国の土地は、唯一の所有者即ち、王から、遞減的規模の貸借におき、「tief tenants」、「sub tenants」、「freehold tenants」、「servile tenants」及び「semi-servile tenants」を通して所持され、遞減的水準のおのおのにおき、所有と支配との間にいかなる区別もなかつた。それ故に、地代関係は、経済的及び政治的の二重の関係であつた。

土地に関する私的所有権は、「landlord」としての君主と、「tenants」としての家臣との間の、土地の総地代に関する約450年の闘争より生じた。即ち、1215年の「Magna Carta」に始まり、1660年の王政復古及び「limited monarch」とともに終つた。先ず、君主より貸与された土地保有を「Magna Carta」におき、権利にまで高めようとしたが、これは、結局失敗した。最後に、「tenants」は、君主に対し、彼等の負担する地代を固定さすということにより、その目的を達した。土地に対する私的財産は、「landlord」たる王と、王の「tenants」との間におき、金銭の問題として、集行的に行われた地代取引より生じた。君主及び税支払人の代表者により集行的に決定された現金で、確定された税を支払うという義務は、「chief tenants」により個別的に決定された商品及び奉仕で、地代を支払うという不確定義務に代つた。奉仕の形であろうと、金銭の形であろうと、王が、専制的に税を決める限り、彼は、真に君主であるとともに所有者であつたが、地代が、集行的に現金の形で固定されたとき、彼は、単に君主であるにすぎなくなり、彼の「tenants」が、所有者となつた。財産から

の、主権の分離は、個々の地代関係の集地的地代関係への転化であるとともに、使用価値より交換価値への推移であつた。君主の専制的意思は、議会における年一度の金銭的取引により規整され、君主に代つて、「tenants」が「landlord」となつた。その結果、金銭的税は、土地の政治的地代となり、土地財産は、營業の自由及び保護の法に消化され、従つて、遂には、動産と同じく、それは、貨幣価値の予期のもと、売買されうるようになった。<sup>1)</sup>

王と直接に取引をする「chief tenants」や「lessor barons」のもとに、「freehold tenants」<sup>2)</sup>がいた。彼等は、14・5世紀に、軍事奉仕が、貨幣地代に転化されたとき、彼等が、それまで軍事奉仕をなしてきた王の代りに直接の「lord」にその地代を支払つた。これは、結局小土地所有農民と借地農の階級の形成即ち、yeoman 階級をつくりだした。蓋し、彼等は、政治的側面においてのみ、王の軍事的召集に應ずるにすぎず、経済的側面においては、サービス、生産物、或は貨幣で支払うる彼等の直接の「landlord」に対する地代に従うのみであつたからである。

最後に、農奴 villeins<sup>3)</sup>がいた。彼等は、後に、「copyholder」<sup>4)</sup>及び大多数の勞働者となつた。彼等の奉仕は、主として、農業的であつたが、彼等の「lord」の専制的権力を、王の裁判所に訴ええなかつた。彼等の人的奉仕は、14・5世紀におき、一部固定された現金地代に転化された。しかし、一般的価格騰貴の後に、「lord」が、彼等の大部分を追い立てはじめ「lord」の収入の増加を計つたとき、遂に王は新しい裁判所をつくり、次の如き原則で、「landlord」を拘束した。即ち lords は、「自己の意思と慰みのために、個々の『tenure』により所持された土地に附着した慣習を変ええぬ…… lords は、マナーの慣習及び『tenure』<sup>5)</sup>を尊重することを強制される」というのである。慣習自身でさえ、それが、専制的かつ奴隸的であると裁判官に思われるならば、認められなかつた。このように、コモン・ローは、徐々に、公簿小作の法を、自由小作の法に吸収し、公簿小作は、自由小作と同じく、奴隸的弊害をもたぬ土地所有の一形態となつた。<sup>6)</sup>

かくて、Elizabeth 時代におき王の裁判官に合理的であると思える限りにおき、人々の慣習より生じたコモン・ローは、貴族から、彼等の私設裁判所や私設軍隊を奪い、その代りに王のコモン・ロー裁判所をおくことにより農業的 Commonwealth を組立てた。そしてこれらの裁判所は、農民のために財産及び自由をつくりだした。即ち社会の経済的基礎を使用価値の問題における取引から、交換価値における取引にまで変えることによつて。

- 註 1) プロイセンにおける王の上級所有権の廃止について、山田晟「近代土地所有権の成立過程」PP. 22~38 が論ぜられるが、この場合、積極的なのは、王であつたことは興味深い。
- 2) 自由小作人で、彼等が保有している土地は、コモン・ローによつて、領主からの侵略に対して保護されていた（重藤成夫「英国中世経済史」P. 136）。なお、同書 P. 53 は、マナーの構成につき次の如く述べる。「荘園の借地農 (tenants) は 100 エーカーに及ぶ広い耕地を持つ者から最も低い地位にある小屋住農 (cotter, border) にいたるまで、数種の段階があつた。……借地農のうちのある者は、自由民 (free tenant) と呼ばれていたが、その他の大多数のものは農奴 (villain, customary tenant) と呼ばれた。……」
- 3) 2) のマナーの構成についての説明参照。
- 4) 公簿小作人「慣習的小作人 (customary tenants) ともいわれる。……13世紀の農奴は裁判所によつて保護されず、領主の意のままに保有地を取上げられた。彼等の土地保有権は、普通法や土地法によつて守られているのではなく、慣習や地方的な法律によるものである。それらのものは、領主に対して強い拘束力はなく、領主が必要に迫られれば何時でも破り得た。しかし賦役労働に代つて貨幣代納制度が普及すると共に、農奴は公簿小作人の地位に向上した。農奴の場合には、その土地は、口頭の約束 (custom) により保有されているにすぎぬが、公簿小作人では、その土地の保有権はマナーの登記簿に登録された証書 (copy) によるものである。結局、公簿小作人はコモン・ロー裁判所で完全な法的保証を得た……」(同上書 PP. 137~138)。
- 5) 土地保有農民の権利=義務を規定したマナーの慣習につき高橋幸八郎編著「近代資本主義の成立」PP. 49~51 参照。

6) 同上書 P. 140。

7) Commons は、Sir Thomas Smith (Elizabeth の大臣かつ大使であつた人) の言を借りて、Commonwealth を説明して云う。「Commonwealth は、戦争においてと同じく、平和において自身を保護するために、彼等の間における一般的協定 (Common accord) 及び契約 (covenants) により集合し、結合された多数の自由人の社会或は共同的行为である」(ibid. P. 222)。

### 三

本章及び次の四は、第7章価格取引—資本主義と交換価値 (Commons, ibid. PP. 225~282) の一部である。

使用価値中心の封建体制を打破し、新しい社会への途を拓くのに限りなき貢献をなしたのは、ギルドその他の特権団体であつた。商人ギルド及び手工業者ギルドは、その最盛期には、合法化された「closed shops」のみならず、また、合法化された政府でもあつた。商人や手工業者は、封建領主にとりかこまれ、彼等自身が一体として行動し、彼等自身の内規 by laws を規定し、強行することを可能にする特権を封建領主より獲得することによつてのみ、商人及び手工業者としての法的自由を獲得したのであつた。ギルドは、云うなれば、守勢的資本主義であつた。しかし、ギルドは、富及び力におき成長した。市場と商業が発展し、命令と服従に依存して、生活資料を得ていた人々を、売買に依存する人々に、漸次、遞増的に変えていくに従つて、ギルドの守勢的特権は、排他的特権となつた。かくて、かつての、新しい経済制度への推進者は、ここに、一層の発展のため<sup>1)</sup>の桎梏となつた。資本主義が発展するためには、かかる桎梏は、廢絶されねばならなかつた。

1599年「Merchant Tailors of London」が彼等の合法化された「closed shop」を失つた。即ち、このラシャ職人組合の内規 by laws を違法であると「King's Bench」が宣言したのであつた。従前より、その団体に許可されており、歴代の国王及び議会により確認されてきた免許状 charter により、この内規 by laws が是認されてるとしても、それは、「一般的正

義及び社会的善」に反する。蓋し、それは、独占だから、臣下の自由に反し、「Commonwealth」に反するというのであつた。同様な、宣言が、1602年、即ち、Elizabeth の治世末に、「Case of Monopolies」におき、一層明確かつ激しくなされた。

要するに、このような初期の時代におき、コモン・ロー裁判所により明確に述べられたコモン・ローの基礎原理は「何人によらず、Commonwealth を富ます限りにおき、豊かにさせ、Commonwealth から、私的富を単に抽出するのみでは、豊かになることを許さぬ」という原理であつた。Commonwealth とは、一個の概念内に、経済的面と政治的面とを判然と含むものであり、それは一般的福祉の概念であるとともに、権利の所持及びそれに一致した公権力による救済を通してのその福祉への参加という概念である。

ギルドの権力を消滅させるとともに、裁判所は、ギルドの今迄なしてきた諸機能を継受しはじめた。ギルドの私的司法権は、裁判所の公的司法権となつた。ギルドが、その階級内で強制しようと努力してきた慣習そのものが、裁判所が国家のために強制する慣習となつた。更に、商人達が、相互に金銭請求をなす際に、為替手形を振出すという商人の慣習があつたが、その慣習に、略々、同時代に、コモン・ロー裁判所は、注意しはじめ、商人の慣習に従つて、それを解釈しはじめた。即ちコモン・ローは、財産、自由及び營業の法となつたのであつた。

しかし、コモン・ローが財産、自由及び營業の法となつても、その上に、王の特権が存し、専斷的な支配をなす限り——特に、通貨、独占及び税に関して——營業は、自由かつ安全ではなかつた。

そこで、まず通貨に関しては、通貨の専斷的な改鑄は、Edward VI の後には、繰返されることなく、以後貨幣は、交換価値及び交換手段の比較的信頼しうる基準、生産物の価値の一般的代表者となり、それ故、信用制度の強固な基礎となつた。次に、独占につき云えば、内乱における議会の勝利により、初めて、独占は、君主の個人的支配から、奪われ、1700年の「Act of Settlement」により完全に王より剝奪された。

最後に、税について云えば、1689年以後、税が議会の同意によつてのみ課せられるようになり、初めて、税は確定された。

これらにより、予見しうる価格に基礎づけられた企業が、君主の専断的な干渉により妨害されることなく発展することが許された。

しかし、ここに注目すべきは、18世紀における衡平裁判の著しい拡張である。コモン・ローは、歴史的慣習、先例、及びその国の古法であるに對し、衡平は、良心、理性及び神或は自然の法である。従つて、コモン・ロー裁判に對する衡平裁判の明らかな利益は、行為後の罰の代りに、行為の制御にある。その裁判は、コモン・ローの長引く調査、起訴及び陪審制度を要せず、その違反に對する「injunction」及び罰ともに、迅速である。衡平裁判は、先ず、命じ、何が法であり、権利であり、事実であるかを見出す。これに對し、コモン・ローは、何が法であり、事実であるかを見出し、それから命ずるのである。衡平裁判による injunction により、裁判所は、新しい権利を認め、人格と財産についての新しい定義を保護するために要求される行為の最も些細な部分にまで、前以てはいりうるのである。従つて、衡平は、最も無體的な価値を処理する<sup>2)</sup>。蓋し、衡平は、事前におき価値が依存する一定の行為の遂行、回避、或は抑制そのものを直接に命ずる。ここに、物理的財産より、無體的財産<sup>4)</sup>までの推移をなした近代營業の、無体財産権を生みだすために、衡平裁判所が重要な働きをなしたことが理解される。

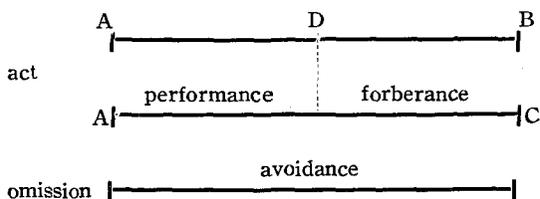
18世紀における、衡平裁判の著しい拡張は、金銭的予期に基礎をおいた資本主義の興隆と、物理的力 physical power に基礎づけられた封建主義と王の特権のそれに応じた減退を反映した。その後、裁判所が營業そのものの発展に応じて、營業法をつくりあげることが可能となつたのであつた。

註 1) M. ドップ「資本主義發展の研究」(岩波現代叢書) P. 130 参照

2) 田中(和)「英米私法概論」(寧楽書房) PP. 9~10。コモン・ロー裁判所に、事件に對する救済方法なき場合、大法官による救済が請願される場合の重要な事項として用益 (use) 即ち後世の信託 (trust) をあげられ、

次のように述べられる。「これは、甲が乙（受託者）に土地の所有権を譲渡し、その譲渡に当つての約束で乙がその土地から生ずる利益を丙（受益者）に享有せしめるとの法的技術である。この場合に、普通法裁判所は、封建法理に基いて不動産物権につき形式主義を固守して、丙の利益を保護しなかつたのを、大法官が、乙に道徳上の義務あり、丙に道徳上乃至衡平法上の権利ありとして保護したのである」

- 3) Commons は、遂行 performance、回避 avoidance、抑制 forberance を次のように説明する (Com.mons, ibid. P. 78)。



AB、ACは、それぞれ一行為における能力の限界とする。いま人が、行為ABを選択し、或は選択するのを強制されたとするならば、彼は行為ACを避けたのであり、そして行為ABを遂行するにさいし、自己の能力の限界にまで及ぶのを、自ずから、或は、命令により抑制するなら、D点における現実の限界が、抑制によりおかれた遂行の限界であり、遂行は、AD、抑制はDB、回避はACである。

- 4) Commons は無形財産 incorporeal 財産として債務をあげ、無体財産 intangible property として、特許権 patent rights、版權 copyright、商号 trade name、のれん goodwill、信用 good credit などをあげ、無形財産は債務であり、有体、有形財産は物理的物であるが、無体財産は、物及び債務の交換価値であるという (Commons, ibid., P. 159)。

#### 四

資本主義の勃興は、法律制度の上では、契約 (contract) の譲渡及び流通性<sup>1)</sup>の確立に反映させられる。蓋し、契約 (contract) の譲渡及び流通性は、二つの目的、即ち、一は低利子率、二は、急速な資本の回転という目的を有するからである。資本主義は、10%或は20%の利子率、年に一・二度の資本回転の上にはなり立ちえなかつた。資本主義は、3~6%の利子率及び年に3~5度の資本回転の上に存続してきた。因みに、1704年、イングランド銀行の割引率は、2½%に下がり、以来、企業条件に従い2~7

%の間を上下した。

信用制度の法は、二つの段階を経た。第一に、契約の強制の段階。第二に、契約そのものの売買の承認の段階である。第一の段階は、16世紀後半までに完成させられた。

註 1) 契約による債権・債務の移転のことを、英法では契約の譲渡というのが通常である(田中和夫、前掲書・P. 294)。

### (1)

投資者がなす取引は、未来の購買力と引換えに、現在の購買力を売ることである。例えば、株、社債等がそれである。現在の購買力、それは、貨幣であり、未来の購買力、それは、信用である。

現在の購買力を売ることにおき、彼は、自己の有した購買力を支配するという自己の自由の一部を売り、かくて彼の自由の分野は、回避の義務により制限される。引換えに、彼は、未来の購買力の約束、債務者又は団体<sup>1)</sup>に課せられる負担を獲得する。自身の使用のために物理的物を所持するという財産概念より生じたのは、この投資的負担である。

投資的負担は、最初、物理的物の所持という概念及び、それに応じた有形的物又は、特定の貨幣の回復のための訴とともに出発した。また、土地への不法侵入、家畜や人に対する不法侵害に対する訴とともに出発した。やがて、16世紀の中葉より、明示的或は黙示的、書面による、或は口頭の単なる約束の強制へと投資的負担は成長した。即ち、書面或は口頭、或は当事者の行為に示された約束が16世紀を通して、徐々に法律化され、裁判所は、信用制度の本質的概念、近代的無形財産権を認識した。そこにおける保護は、原告の肉体、土地或は物品に対する侵害の保護という古い概念とは異なつたものであつた。

封建主義時代に、無形財産の形態を有するものがなかつたというのではなく、財産は、当時においては、物理的物或は土地及び勞働に対する領主的支配であり、平等なる者の間の自発的契約という近代的関係ではなかつた。土地の地代は、土地及び小作人に対する領主的支配の一部であつた。

遅滞している地代を請求する領主は、契約の強制ではなく、<sup>1)</sup>ものを回復しようとした。この中世的現実主義が、平等なる者の間の近代的契約債務となるには、労働及び貨幣経済という近代的自由が生じねばならなかつた。

註 1) er.cumbrance 負担と訳しておく。(Commons, ibid. P. 21, P. 235)

## (2)

上の如き、債務の法制上の確立は、当然、個人の契約をなす平等な自由及びその契約を履行する個人の責任を伴う。しかし、契約は、契約当事者の承継人を拘束せず、或は、契約の利益は、利益享受者の承継人には無関係であつた。同様に、慣習を破つたためになすべき賠償責任は、他に譲渡しえず、また賠償請求権者も、彼の請求権を他に譲渡しえなかつた。個人の平等と自由の法は、賠償請求権及び賠償義務の非譲渡性及び非相続性の法であつた。

16世紀に、債権法が完成させられた後に、更に、1世紀もかかつて、自由と平等のコモン・ロー的概念に把握された平等なる者の間の債権者・債務者の人格的調係が、資産及び負債の財産的關係に転換した。このためには、債権・債務關係が、当事者の個性より解放され、その譲渡性及び被相続性が承認されねばならなかつた。

英国におき、為替手形の流通性を認めた記録にのこる最初のものは、<sup>1)</sup>1603年のものであつた。これは、外国為替に關した。国際取引は、国内取引から區別されていたから、流通は、容易に承認され、あらゆる国の商人に共通な商慣習となつた。一度び流通性を認める方向に向うや、内国手形の流通性もその後、徐々に認められた。最初、裁判所は、手形、小切手双方に対し、商慣習の陳述及び証明を要求したが、後には、慣習あることを宣誓するのみで十分となつた。更に、裁判所は、手形の流通性を認める法を、實際に商人である者に対してのみ適用したが、後には、あらゆる取引者に拡張した。このように一定の個人の人格的關係であつたものが団体の資産及び負債となつたのである。

ここに資本主義成立の基礎たる信用制度は、<sup>2)</sup>確立されたのである。

註 1) 主として、大陸における手形、小切手の歴史については、田中誠二「手形法小切手法」PP. 5~11 に論ぜられる。

2) 「資本主義経済の膨脹は、資本の拡張によつて可能だつた。資本の拡張、それは、『より多量の労働をうごかす可能性の増大』なのであるが、これが信用によつて可能となつたのである。第一に信用は、資本の回転を早める。商品のうちに束縛されている価値がより速かに回収される。第二に信用は、貯蓄額の活用を可能ならしめる。第三に信用は、潜在的資本が消費目的に使用されることを防ぐ。あの巨大な打歩利得は、さもなければ消費につかわれたであろう所得を、確実に資本にしばりつけるのである。第四に信用は、指図信用によつて無から購買力をつくり出し、資本化する。第五に、それは貨幣(金)の制限をゆるめる。

資本主義経済の膨脹は信用によつて可能にせられたばかりではない。それは現実に膨脹を實現した。第一に、それは資力なき企業者に活動の機会を提供した。第二に、信用は企業家を未来狂にし絶え間なき拡張と改良とを『強制』した。第三に、信用は長期の計画を現実化した。……」(木村元一・ゾムバルト『近代資本主義』P. 329)。

## 五

以上をもつて Commons の所説の紹介を終るが、最後に Commons に対する私の所見を一言すれば、次の如くである。

資本主義という巨大な制度を、二・三の法現象を通して、把握しようとするは、所詮、螻蛄の斧であろう。従つて、Commons も、種々なる角度よりこの問題にアプローチしようとする。しかし、Commons が、資本主義のメルクマールとするものは、交換価値であり、従つて彼の方法論は、いかにして、交換価値中心の経済組織が確立されたかの、英・米の判例を通しての証明にある<sup>1)</sup>。その点においては、全く非難さるべきものはない。ただ、K. Diehl をして自己の所説に、一致するものと云わしめた点に、彼に対する私の不満がある。即ち、多数の法現象を通しての、資本主義成立の詳細な証明にも拘らず、今一步、資本主義成長の過程が、鮮明に浮彫りされぬこと、換言すれば、経済制度発展の原動力に対する考察が、欠けているように考えられる点である。さらに Commons が、本書を書いた 1920 年代から、アメリカ資本主義は、非常な変貌をとげて発展し、自由及び財

産に関する新たな定義が生まれており、現代資本主義の法的解明には、最早や、本書は、十分ではないであろう。

さわれ、英国における資本主義成立の法的構成に関する Commons の所説の紹介を目的とする本稿においては、かかる批判は、その範囲外にあるとともに私の現在の能力を超えるものである。されば今後の研究にそれを譲ろうと思う。

註 1) この点は、本稿においては、十分に現われていないかも知れぬが、K. Diehl の Commons 論に、その一端が、瞥見されるであろう。

(法学研究科 吉永ゼミナール)